

秋田市建設工事関連委託業務検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に関連する委託業務（以下「工事関連委託業務」という。）の適正な履行を確保するため、工事関連委託業務の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門検査員 工事検査室長、主席専門検査員および専門検査員をいう。
- (2) 指定検査員 工事関連委託業務に係る監督等を担当する課所室の長（以下「業務担当課長」という。）で検査を行うものをいう。
- (3) 検査員 専門検査員又は指定検査員をいう。
- (4) 契約者 工事関連委託業務の契約の相手方をいう。
- (5) 調査職員等 工事関連委託業務の契約の契約事項に規定する調査職員又は業務担当課長が指名した職員をいう。

(検査の対象等)

第3条 検査員が行う検査の対象となる工事関連委託業務は、別表に定める業務であって契約課長が契約に係る事務を行うものとする。

2 工事関連委託業務の検査は、次の各号に掲げる契約金額（契約金額に変更があった場合は、変更後の契約金額）の区分に応じ、当該各号に定める検査員が行うものとする。

- (1) 1件の契約金額が300万円以上 専門検査員
- (2) 1件の契約金額が300万円未満 指定検査員

3 前項の規定にかかわらず、別表に定める業務のうち、補償関係コンサルタント業務の検査は、指定検査員が検査を行うものとする。

4 別表に定める業務であって契約課長が契約に係る事務を行わないものの検査は、事業担当課長（工事関連委託業務の契約に係る事務を行う課所室の長をいう。以下同じ。）が行うものとする。

(契約書等の送付)

第4条 契約課長は、工事関連委託業務の契約を締結したときは、契約書の写しその他関係書類を、契約金額が300万円以上の工事関連委託業務にあつては工事検査室長に、契約金額が300万円未満の工事関連委託業務にあつては業務担当課長に送付するものとする。当該契約の内容を変更したときも、同様とする。

(検査の種類)

第5条 工事関連委託業務の検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 工事関連委託業務の完了後に行う検査をいう。
- (2) 一部完了検査 工事関連委託業務の一部が完了し、その部分を引渡し、又は使用するときに行う検査をいう。
- (3) その他検査 工事関連委託業務を中止し、又は打ち切る場合、契約を解除する場合および緊急性又は特別の必要がある場合で市長が必要と認めるときに行う検査をいう。

(検査の実施)

第6条 検査員は、契約書、設計図書その他関係書類に基づき検査を行うものとする。

2 検査員は、工事関連委託業務の履行状況および成果品について、次に掲げる調査、照合又は確認（以下「調査等」という。）を行い、その適否を判断するものとする。

- (1) 工事関連委託業務の実施状況、作業記録その他関係資料の調査
- (2) 成果品（報告書、調査資料、図面、解析結果その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の内容、形式および体裁の確認
- (3) 成果品に係る数値、計算、分析、評価その他の内容の正当性の照合および確認
- (4) 工事関連委託業務の実施過程における関係者への説明内容および報告内容の確認
- (5) 前各号に掲げるもののほか、成果品の品質および契約の履行状況を確認するために必要な事項の確認

3 検査員は、やむを得ない理由により契約者に直接調査等を行うことが

困難な場合は、関係資料、記録、第三者による証明その他適当な資料をもって、調査等に代えることができる。

（検査の手續）

第7条 検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合に行うものとする。

(1) 完了検査 建設工事関連委託業務完了届（以下「完了届」という。）の提出があったとき。

(2) 一部完了検査 建設工事関連委託業務一部完了届（以下「一部完了届」という。）の提出があったとき。

(3) その他検査 市長が必要と認めたとき。

2 業務担当課長は、契約者から完了届の提出を受けたときは、その内容を確認の上、完了届に関係書類を添えて事業担当課長に送付するものとする。

3 業務担当課長は、契約者から一部完了届の提出を受けたときは、その内容を確認の上、調査職員等により一部完了調書を作成させるものとする。

4 前項の場合において、業務担当課長は、一部完了届に前項の規定により作成された一部完了調書および関係書類を添えて事業担当課長に送付するものとする。

5 事業担当課長は、第2項の規定により完了届および関係書類の送付があったとき、又は前項の規定により一部完了届、一部完了調書および関係書類の送付があったときは、検査依頼書により検査員に検査を依頼しなければならない。

6 検査員は、前項の規定により検査の依頼を受けたときは、速やかに委託業務検査通知書に検査日時、場所その他必要な事項を明示し、契約者に通知するものとする。

7 検査員は、検査に必要な機械器具、帳簿等の準備および工事関連委託業務の現場における必要な措置について、あらかじめ契約者に指示することができる。

（検査の依頼）

第8条 工事検査室長は、専門検査員に検査の業務が集中すること等によ

り検査に相当の期間を要すると認めるときは、業務担当課長と協議の上、指定検査員に検査を依頼することができる。

（検査の立会い）

第9条 検査員は、検査の実施に当たっては、契約者、調査職員等その他工事関連委託業務に係る関係者（第11条において「関係者」という。）を立ち合わせるものとする。

（契約者の責務）

第10条 契約者は、検査員が行う検査に協力し、その職務の執行を妨げてはならない。

（検査の停止）

第11条 検査員は、関係者が検査への立会いを拒否したとき、又は関係者が検査員の職務の執行を妨げ、かつ、その指示に従わないときは、検査を直ちに停止し、その旨を上司（専門検査員にあつては工事検査室長又は総務部長、指定検査員にあつてはその所属する部の長）に報告して指示を受けるものとする。

（検査員の権限）

第12条 検査員は、検査を行うに当たり必要があると認めるときは、契約者に対し説明を求め、又は関係資料の提出を求めることができる。

2 検査員は、検査の結果、是正又は改善の措置が必要と認めたときは、調査職員を通じて契約者に必要な指示を行うものとする。

（検査実施後の措置）

第13条 検査員は、検査を実施したときは、検査報告書および検査調書を作成し、市長に報告するものとする。

2 検査員は、工事関連委託業務が検査に合格したと認めたときは、速やかにその旨を契約者に通知するものとする。

3 検査員は、検査の結果、手直しが必要と認めたときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう契約者に指示するものとする。

（再検査）

第14条 契約者は、前条第3項の規定により指示を受けたときは、検査員から指示された期限内に必要な措置を講じ、その完了後、検査員に再検

査を申し出るものとする。

2 検査員は、前項の申出を受けたときは、速やかに再検査を行うものとする。ただし、軽微な事項については、調査職員等の報告書をもってこれに代えることができる。

3 前項の軽微な事項とは、成果品の内容に重大な影響を及ぼさない範囲の修正であって、次に掲げるものをいう。

(1) 図面、報告書等の軽微な記載誤り又は体裁の修正

(2) 数値、表記等の軽微な修正で、成果品の主要内容に影響しないものの

(3) 調査結果又は解析結果の結論に影響しない範囲の補足又は修正

(4) その他これらに類する軽微な修正

(業務の評定)

第15条 検査員は、工事関連委託業務が検査に合格したと認めたときは、秋田市建設工事関連業務委託等成績評定要領（令和8年3月27日市長決裁）に基づき評定を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(検査の委託)

第16条 市長は、特に専門的な知識又は技能を必要とする検査については、検査員以外の者に委託して検査を行わせることができる。

2 前項の規定により検査を行う者（以下「受託検査員」という。）が検査を行う場合は、検査員および第9条に規定する者を立ち会わせるものとする。

3 受託検査員は、工事関連委託業務が検査に合格したと認めたときは、あらかじめ市長の承諾を受けて、その旨を契約者に通知するものとする。

4 受託検査員は、前項の規定により契約者に通知したときは、通知した内容を市長に報告しなければならない。

5 第10条から第12条まで、第13条（第2項を除く。）および第14条の規定は、受託検査員について準用する。

(検査員証の交付等)

第17条 市長は、検査員に対し、検査員証を交付するものとする。

2 市長は、事業担当課長からの申出に基づき、指定検査員を任命するも

のとする。

（完了届等の様式）

第18条 完了届、一部完了届および第13条第1項の検査報告書の様式は、別記様式による。

（委任）

第19条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月30日から施行する。

別表（第3条関係）

業務	業務内容
測量業務	基本測量 公共測量 基本測量及び公共測量以外の測量 その他の測量
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般 構造 耐震診断 耐力度測定
土木関係建設コンサルタント業務	河川・防砂及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木

	廃棄物 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画・施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子 計量証明事業者
地質調査業務	
補償関係コンサルタント業務	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償
営繕工事関係業務	次に掲げる業務に係る基本設計又は実施設計 (1) 建築意匠・建築積算・建築構造 (2) 電気設備・電気積算 (3) 機械設備・機械積算